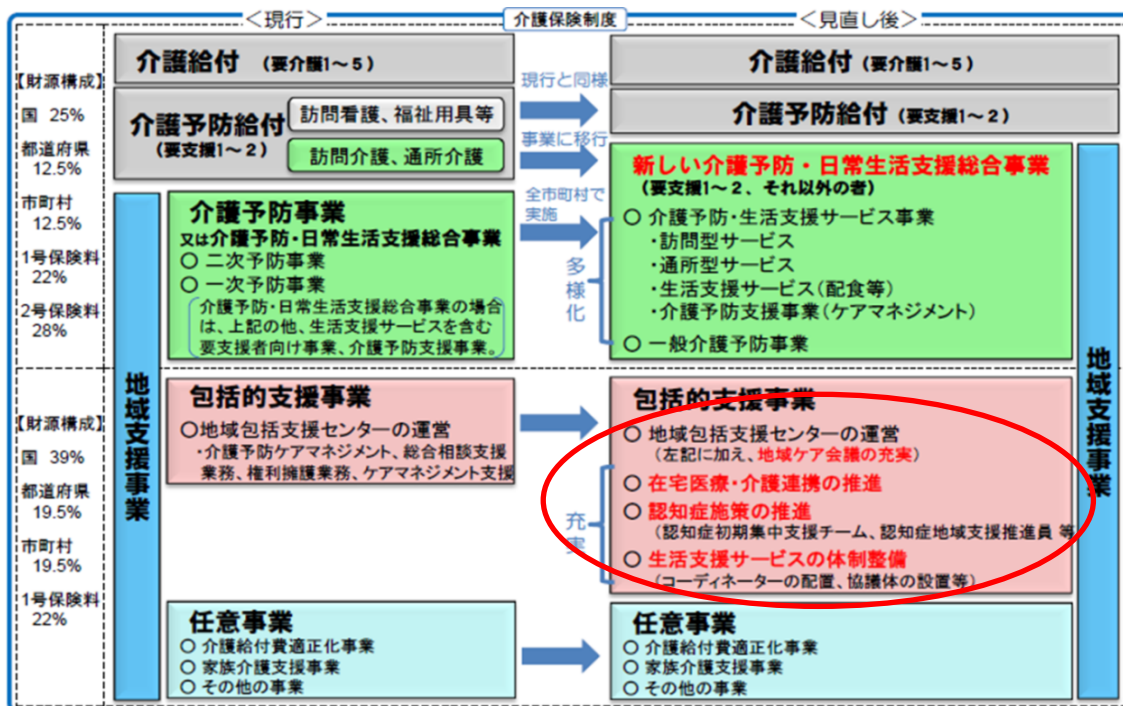


地域包括支援センター・在宅介護支援センターの機能充実について

1 センター機能充実の目的・趣旨

- (1) 平成 27 年度介護保険制度改正において、地域包括ケアシステムの推進のための地域包括支援センターの機能強化が課題となっている。
- (2) 武蔵野市では、「在宅介護支援センターと地域包括支援センターのあり方検討会報告書」（平成 21 年 2 月）により、地域包括支援センター 1 カ所、在宅介護支援センター 6 カ所の体制とし、現在に至る。当時は法定 3 職種（保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）を 6 カ所に配置することが困難であったため、この体制となったが、現在は主任ケアマネジャーの養成も進み、3 職種の配置は当時よりも容易と考えられる。
- (3) 今後、高齢者人口の増加により解決すべき課題が多様化する中で、地域包括支援センター・在宅介護支援センターの役割はますます大きくなると想像できる。また、介護保険制度改正においては、地域包括支援センター機能強化や地域支援事業の充実〔図 1〕に関する財源は、介護保険財源の活用が認められている。
- (4) 地域包括ケアシステムの推進へ向け、日常生活圏域ごとのきめ細やかな相談・サービス調整の強化が求められている中で、地域全体のコーディネートをより主体的に担うために、現在の直営地域包括支援センターを「基幹型地域包括支援センター」とし、各在宅介護支援センターを担当地域の「地域包括支援センター（支所）」として独立させ、機能を強化する。

図 1 介護保険制度改正による地域支援事業の充実内容



(厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」より)

2 センター機能充実の具体的内容

平成 27 年度介護保険制度改正による地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）として、以下の事業を地域包括支援センター支所（在宅介護支援センター）に新たに委託する。

(1) 生活支援コーディネーター業務の委託

①生活支援コーディネーター配置の目的

- ・介護予防・日常生活支援総合事業（本市では平成 27 年 10 月から実施）では、多様な主体が提供する多様な生活支援によって要支援等の高齢者の支援を進めることが目指されているが、この多様な生活支援の提供体制の充実を図るため、包括的支援事業のメニューのひとつとして生活支援体制整備事業が平成 27 年度に新設された。
- ・市町村が主体となって、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスを支援し、地域の支え合いの体制づくりを推進するために、「生活支援コーディネーター」及び「協議体」を市町村区域レベル（第 1 層）、日常生活圏域レベル（第 2 層）で設置することになっている。〔図 2〕

②生活支援コーディネーターの役割

地域における生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて以下の役割を担う。

- ・社会資源の開発
地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等
- ・ネットワークの構築
関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくり等
- ・ニーズと取組みのマッチング
地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング等

③協議体の役割

多様な生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化を行う場として以下の役割を担う。

- ・生活支援コーディネーターの組織的な補完
- ・地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進
- ・企画、立案、方針策定
- ・地域づくりにおける意識の統一
- ・情報交換、働きかけ

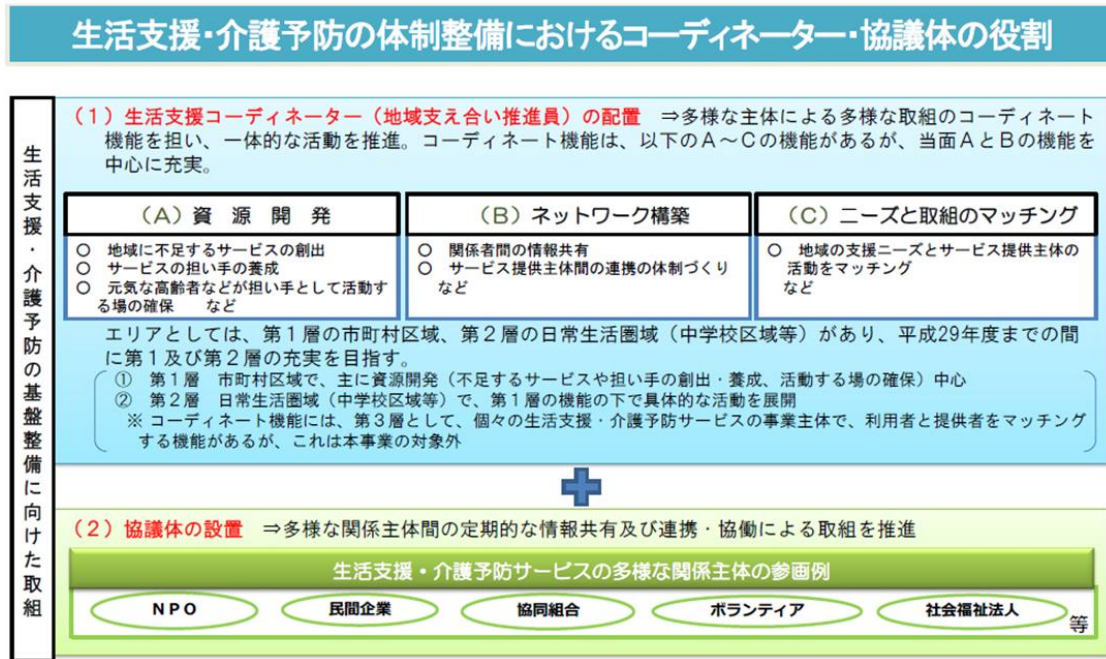
④武蔵野市の対応

- ・生活支援コーディネーターについては、第 1 層を直営の基幹型地域包括支援センターにすでに配置しているが、第 2 層は「地域包括支援センター支所」に配置することとし、平成 28 年度に 3 カ所、平成 29 年度に 6 カ所配置を予定している。

なお、平成 27 年 10 月に「地域包括支援センター支所」によるプロポーザルを行い、平成 28 年度は、吉祥寺本町在宅介護支援センター、高齢者総合センター在宅介護支援センター、吉祥寺ナーシングホーム在宅介護支援センターに各 1 名配置予定。

- ・具体的な業務としては、生活支援コーディネーターは、地域住民やNPO法人、民間事業者等が地域で定期的に行う高齢者の集いの場「いきいきサロン」（市が補助事業として予定）の立ち上げ支援やコーディネート援助などを行い、「共助による支え合いの仕組みづくり」を推進する。

図2 生活支援コーディネーター・協議体の役割



（厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」より）

(2) 認知症初期集中支援チームのコーディネート業務の委託

①認知症初期集中支援チーム配置の目的

- ・認知症総合支援事業として、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制づくりのため、地域包括支援センター等への認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームの配置により、早期診断や早期対応ができる体制づくりが求められている。

②武蔵野市の対応

- ・武蔵野市医師会と武蔵野赤十字病院（地域連携型認知症疾患医療センター）、「地域包括支援センター支所」とで構成する認知症初期集中支援チームを設置する。
- ・「地域包括支援センター支所」が家族等からの相談等を受け、医療的判断が必要だが医療につながりにくい場合に初期集中支援チームのコーディネートを行い、自宅訪問のうえ医療やサービスに繋げる等、認知症の早期発見、早期対応のためのコーディネート業務を行うよう委託する。〔図3（次ページ参照）〕

図3 武蔵野市認知症初期集中支援チームの概念図

